



震災に便乗した悪質商法に注意！



地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。今後、トラブルが広がる恐れがありますので、注意が必要です。いざというときに冷静に対応できるよう、自然災害に関連したさまざまな消費生活トラブルが発生することを知っておきましょう。



パターン1 点検商法によるトラブル

事例 分電盤を点検すると来訪した事業者は、地震で分電盤が火災の原因になったと不安をあおられ契約してしまった。

アドバイス 安易に点検させない！その場で契約しない！



パターン2 親切心につけ込むトラブル



事例 「隣県の災害に対する支援物資が不足しているので不用品はないか」と勧誘されたが、実は貴金属を目的とした訪問購入だった。

アドバイス おかしいと思ったら、きっぱり断る！

パターン3 行政や公的機関をかたるもの

事例 市役所を名乗り、義援金を集めると訪問されたが信用できるか。

アドバイス 公的機関が、電話や訪問で義援金を求めることはありません！



契約トラブルなど「こんなのアリ？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 ^{いやや} ☎188 (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
都 城 支 所 0986-24-0999
延 岡 支 所 0982-31-0999

